

令和6年3月4日

業者各位

呉市財務部契約課長

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価等の運用に係る特例措置等について

令和6年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）及び令和6年度設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたことに伴い、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）及び令和5年度設計業務委託等技術者単価（以下「旧技術者単価」という。）を適用して予定価格を積算した契約について、新労務単価及び新技術者単価（以下「新単価」という。）に基づく契約に変更するための請負代金額の変更協議を請求することができることとしました。

1 対象となるもの

(1) 特例措置

令和6年3月1日以降に契約を締結する建設工事、測量及び建設コンサルタント等業務のうち、旧労務単価及び旧技術者単価（以下「旧単価」という。）を適用して予定価格を積算しているもの。

(2) インフレスライド条項準用

令和6年2月29日以前に契約を締結した建設工事のうち、令和6年3月1日において工期の始期が到来していないもので、基準日以降の工事期間が2か月以上あるもの。

2 具体的な取扱い

(1) 特例措置

新単価による請負代金額（以下「変更後請負代金額」という。）の算定は、次の式によるものとします。

変更後請負代金額＝新単価により積算した工事(業務)価格（税抜き）×落札率×1.10

なお、落札率は、入札金額を旧単価により積算した工事(業務)価格（税抜き）で除した数値とします。

(2) インフレスライド条項準用

呉市建設工事請負契約約款第26条第6項運用基準（1（1）及び2から8まで（4（3）を除く。）の規定を準用するものとします。

3 受注者への通知

対象工事(業務)については、新単価に基づく請負代金額の変更についての協議を請求できる旨を受注者に対し通知します。

4 その他

本特例措置等に係る受注者からの変更協議の請求期限は、原則として、通知日又は契約日から14日以内とします。